

令和4年8月1日から

後期高齢者医療 被保険者証が 切り替わります！

保険証の有効期限にご注意下さい

8月1日から9月30日まで
茶色の被保険者証

10月1日から
桃色の被保険者証

後期高齢者医療被保険者証 有効期限			
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇		
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名 広 域 太 郎			
生 年 月 日	昭 和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	性 別	男
資格取得年月日	平 成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
発 効 期 日	令 和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
交 付 年 月 日	令 和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
一部負担金の割合	〇 割		
保 険 者 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇		
保 険 者 名	大分県後期高齢者医療広域連合		印

注意事項

- 1 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、この被保険者証を提出してください。
- 2 被保険者の資格がなくなったときは、直ちにこの被保険者証を市町村に提出してください。また、転出の届出をする際には、この被保険者証を添えてください。
- 3 この被保険者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この被保険者証を添えて、保険者（後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市町村に提出してください。
- 4 有効期限を経過したときは、この被保険者証を使用することはできません。また、有効期限内でも、負担割合等記載内容に変更があった場合、新しい被保険者証が交付されますので、それまでお持ちの被保険者証はすみやかに返還してください。
- 5 不正にこの被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この被保険者証を返還していただくことがあります。

備考



後期高齢者医療被保険者証 有効期限			
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇		
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名 広 域 太 郎			
生 年 月 日	昭 和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	性 別	男
資格取得年月日	平 成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
発 効 期 日	令 和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
交 付 年 月 日	令 和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
一部負担金の割合	〇 割		
保 険 者 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇		
保 険 者 名	大分県後期高齢者医療広域連合		印

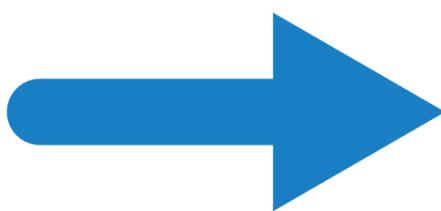
注意事項

- 1 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、この被保険者証を提出してください。
- 2 被保険者の資格がなくなったときは、直ちにこの被保険者証を市町村に提出してください。また、転出の届出をする際には、この被保険者証を添えてください。
- 3 この被保険者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この被保険者証を添えて、保険者（後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市町村に提出してください。
- 4 有効期限を経過したときは、この被保険者証を使用することはできません。また、有効期限内でも、負担割合等記載内容に変更があった場合、新しい被保険者証が交付されますので、それまでお持ちの被保険者証はすみやかに返還してください。
- 5 不正にこの被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この被保険者証を返還していただくことがあります。

備考

7月に
送ります



9月に
送ります

お問い合わせは、大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771
または、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口まで